

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六十三号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三百五十九の二の項、三百六十一の二の項、三百九十九の二の二の項、三百九十九の五の二の項及び三百九十九の五の三の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表三百九十九の五の四の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表三百九十九の六の項から三百九十九の十の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。